

作業停止計画調整マニュアルの変更案に対して受領したご意見・質問等と本機関の回答

No.	対象箇所	意見・質問等	本機関の回答
1	<p>【p. 4】 1.2 本マニュアルの適用範囲</p>	<p>【なお、「広域連系系統等」以外の作業停止計画調整に関して、本マニュアルの解説を準用することを妨げないが、準用する場合は、準用範囲や読替対象の明確化など供給区域に応じて必要な対応を一般送配電事業者が行うこと。】とあるが、本来、公平性の観点からは広域連系系統等以外についても本マニュアルに可能な限りご記載いただき、系統利用者間で不公平な取り扱いとならないように全国共通ルールとしていただくのが望ましいと考える。仮に本マニュアルにご記載いただけない場合でも、各エリアで共通の取り扱いについては、各エリアで差異が発生しないように、一般送配電事業者間で歩調合わせのうえで準用を開始していただくことをお願いしたい。</p> <p>また、広域連系系統等以外の作業停止計画調整に関して、全国共通ルールでは各エリア固有の系統構成などに対応できない場合が想定されるため、このような記載を設けているものと認識しているが、この準用にあたっては、エリア内においても可能な限り全国共通ルールに沿ったものとしたうえで、エリア内の系統利用者間で公平性が棄損するようなこととならないようエリア内での公平性確保に十分配慮した運用としていただくことをお願いしたい。</p>	<p>これまでも広域連系系統等以外のローカル系統の作業停止計画調整において、本マニュアルは準用されていましたが、準用範囲や読替対象などが明確でなく、各エリアの運用ルールが分かりにくい場合があったため、今回の解説を追加しています。</p> <p>ご意見のとおり、各エリア固有の系統構成に対応出来ないことからローカル系統の運用ルールを記載していませんが、ご意見を踏まえ、準用の際は、公平性の観点を踏まえて準用する旨を追記します。</p> <p>なお、ローカル系統の運用ルールの策定責任がある各エリアの一般送配電事業者及び一般送配電事業者の取りまとめを行う送配電網協議会に頂いたご意見をフィードバックし、可能な限り全国共通の扱いとなるように働き掛けていきます。</p> <p><作業停止計画調整マニュアルの変更案からの修正> ※朱書き下線部を追記</p> <p>1.2 本マニュアルの適用範囲 本マニュアルは、「1.3 本マニュアルで用いる用語の定義」で定義する「広域連系系統等」の作業停止計画調整に適用する。ただし、発電制約を伴う広域連系系統の作業停止計画調整における発電制約の対象となる発電機については、「3.1.1 発電制約対象となる発電機の範囲」による。</p> <p>なお、「広域連系系統等」以外の作業停止計画調整において本マニュアルの解説を準用することを妨げないが、準用する場合は、<u>公平性の観点を踏まえて準用し</u>、準用範囲や読替対象の明確化、<u>事業者説明</u>など供給区域に応じて必要な対応を一般送配電事業者が行うこと。</p>
2	<p>【p. 10】 2.8.1 年間作業停止計画</p>	<p>概略スケジュールで、翌々年度の原案共有・調整は、10月末～11月頭頃と記載があるが、「第30回 容量市場の在り方等に関する検討会（2021年3月16日）資料5」の20スライドでは、容量提供事業者に、流通設備への同調を求める電源への作業情報の通知を9月末を目途に行うことと議論されている。作業停止計画と容量停止計画との齟齬が起きないよう、二つの停止計画を総括したスケジュールを記載いただけないでしょうか。</p>	<p>容量市場の容量停止計画の調整等の具体的な手続きについては、「容量市場業務マニュアル 容量停止計画の調整業務編（対象実需給年度：2024年度）」が2022年度に制定されます。</p> <p>その内容を踏まえ、「作業停止計画調整マニュアル」の次回変更において、今回ご意見頂いた内容も含めた容量停止計画に関する解説を追加する予定です。</p>
3	<p>【p. 55】 4. 発電制約を伴う広域連系系統の作業停止計画の情報共有</p>	<p>マニュアル p. 55 の発電制約を伴う作業停止計画の情報共有に関して、2022年度からは、容量市場の容量停止計画調整も実施されることから、供給信頼度評価により容量停止計画の調整の可能性の高い件名についても可能な限り共有いただきたい。</p>	

4	【p. 4】 1.2 本マニュアルの適用範囲	なお、「広域連系系統等」以外の作業停止計画調整に関して、本マニュアルの解説を準用することを妨げないが、準用する場合は、準用範囲や読替対象の明確化など供給区域に応じた必要な対応を一般送配電事業者が行うこと。】とあるが、本マニュアルを一般送配電事業者が適切に準用するためにも、本マニュアルにおいて、出力抑制制約と出力増加制約を区別して記載いただくことをご検討いただけないでしょうか。	これらの頂いたご意見は、現在記載のない出力増加制約に関する解説の追加を求めるものと受け止めますが、出力増加制約については、対象となる系統・作業が全国でも1～2事例と極めて限られているため、マニュアルには解説せず個別対応とさせていただきます。
5	【p. 11】 3. 広域連系系統（連系線は除く）において発電制約を伴う作業停止計画調整の考え方	出力増加制約が発生する流通作業は、長期固定電源の作業停止に同調しないように作業停止計画を調整することが妥当であるため、出力抑制制約とは異なる取り扱いであることが明確化されるように出力増加制約に対する記載も加えて頂きたい。なお、当該記載以外においても、例えば作業停止計画の調整では、発電機作業と流通作業の同調が前提となっているが、出力抑制制約と出力増加制約では取り扱いが異なるため、明確化の観点から（出力抑制制約と出力増加制約を）区別して記載すべきではないでしょうか。	出力増加制約が必要となった場合、マニュアルに定められていない調整として、一般送配電事業者が調整した内容について、系統への影響や公平性等を十分考慮したものになっているかを広域機関が確認したうえで、承認致します。 この際に、ご指摘された運転継続可能時間や運転可能電力量の考慮状況なども確認することになります。
6	【p. 13】 3.2.1 発電制約量の算出	発電制約量の算出について、「経済合理性に基づき発電制約量を事業者間で売買することを促すため、発電機の最低出力等は考慮しない。」とあります。発電制約（出力増加）が生じるケースが曖昧なため、例えば「なお、出力増加の発電制約の場合、少なくとも運転継続可能時間や運転可能電力量は考慮する」と追記してはいかがでしょうか。	
7	マニュアル全般	新旧対照表の p. 14 など、長期固定電源の特別な取り扱いを、明確化頂きました。第6回地域間連系線及び地内送電系統の利用ルール等に関する検討会で整理された通り、こちらは、本運用に移行するまでの、暫定運用における取り扱いであり、「運用」と「費用負担」を区分して費用精算の方法が確立される本運用では対象外設備を再度整理するものと認識していますので、本運用への移行について早期に検討をお願いします。	ご意見のとおり、長期固定電源の扱いを含む「発電制約を伴う作業停止調整の考え方」は暫定運用であるため、現在、平常時の再給電方式の導入など、今後の制度変更を踏まえ、これらと整合した作業停止計画調整の本運用への移行に向けた検討を進めているところです。
8	マニュアル全般	第59回広域系統整備委員会において検討していくことが示されていたように、今後のメリットオーダーによる系統利用への移行を見据えて、平常時での抑制の扱いと整合するように、事故時・作業停止時の抑制の扱いについて、ご検討をお願いします。	ご意見のとおり、第59回広域系統整備委員会で示したように、今後のメリットオーダーによる系統利用への移行を見据えて、平常時・事故時・作業停止時の抑制の扱いが整合するように検討を進めていきます。